

九電工けんぽ

2018/5

平成30年度予算編成にあたって

「第2期データヘルス計画」を策定し、 医療費適正化を図ってまいります

新緑の候、被保険者と被扶養者の皆様におかれましては、日頃から当健康保険組合の事業運営につきまして、ひとかたならぬご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険組合を取り巻く情勢は、依然として続く高齢者医療制度への過重な費用負担と増加し続ける医療費により、現在も危機的な財政状況にあるといえます。

健康保険組合連合会が発表した「平成28年度健保組合決算見込の概要」によりまして、義務的経費（法定給付費と高齢者医療への拠出金）に占める拠出金負担割合は46・1%に達しています。また、拠出金負担による赤字組合は4割近くあり、本来の役割、つまり保健事業の推進など保険者機能を発揮できない状況にあります。

このような状況のもと当健康保険組合は、病気の予防対策や早期治療による重症化予防を狙いとして、平成28年度から40歳以上の被保険者に対して「マイヘルスレポート」を配布するなど、保健事業の充実を図っています。

また、医療費の適正化を目的として、「医療データや健康診断結果を基にした「第2期データヘルス計画」を策定しました。事業主との「コラボヘルス」や効果的な保健事業を実践し、本計画の実効性を高めてまいります。

次に、当健康保険組合の財政状況ですが、平成29年度決算見込みは、経常収支ベースで8億1000万円の赤字となり、当初予算2500万円に比べて大幅な増加となります。この主な要因は、被保険者の増加と報酬増加による保険料の増収および家族療養費が平成28年度より減少したことにあります。

今後も財政面において、介護保険料の総報酬割制度の導入など予断を許さない状況ではありますが、事業主との「コラボヘルス」を軸に特定保健指導等の保健事業を通して、皆様の健康をサポートしてまいります。

皆様におかれましては、保健事業を活用しさらなる健康増進に努められ、より一層の医療費節減にご協力いただきますようお願い申し上げます。



九電工健康保険組合
理事長
鹿島 康宏

目次

平成30年度予算編成にあたって	1
平成30年度予算が決まりました	2～3
平成30年度保健事業のお知らせ・各種補助金要項	4～5
平成30年4月診療分より一部の付加給付を再開します	6
第2期データヘルス計画を開始しました	7
40～74歳の皆様へ 平成30年度も受けましょう 特定健康診査・特定保健指導	8～9
平成30年度の制度改正のお知らせ	10～11
スポーツクラブ ルネサンス 法人利用のご案内	12

◎平成30年度
収入支出予算概要表

◎健康保険

収入	
科目	予算額(万円)
健康保険収入	563,520
特定健康診査・保健指導補助金	200
雑収入	470
経常収入合計	564,190
調整保険料収入	7,182
繰越金・他	8,766
財政調整事業交付金	5,000
合計	585,137

支出	
科目	予算額(万円)
事務費	11,582
保険給付費	293,862
法定給付費	287,172
付加給付費	6,690
納付金	226,784
前期高齢者納付金	104,315
後期高齢者支援金	115,845
退職者給付拠出金・他	6,624
保健事業費	24,998
連合会費・雑支出・他	596
経常支出合計	557,821
財政調整事業拠出金	7,182
予備費・他	20,135
合計	585,137

◎介護保険

収入	
科目	予算額(万円)
介護保険収入	50,635
繰越金	2,703
合計	53,338

支出	
科目	予算額(万円)
介護納付金	50,089
予備費・他	3,249
合計	53,338

✿平成30年度予算が決まりました

前年度予算に比べて保健事業費を約8,000万円増額。

「第2期データヘルス計画」による健康増進

への取り組みを推進。

平成30年度の事業計画と収入支出予算が、去る2月28日に開催された第144回組合会で可決・承認されましたのでお知らせします。

※金額および割合は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

保健事業の有効活用で医療費節減にご協力を

当健康保険組合の財政状況は、保険給付費の大幅増が見込まれるものの健康保険収入が増収となるため、6,369万円の経常収支黒字になりました。

収入の部は、健康保険収入が前年度予算比2億611万円増の56億3,520万円となる見込みです。

支出では、保険給付費が前年度予算比1億1,364万円の大幅増となる29億3,862万円を計上しました。

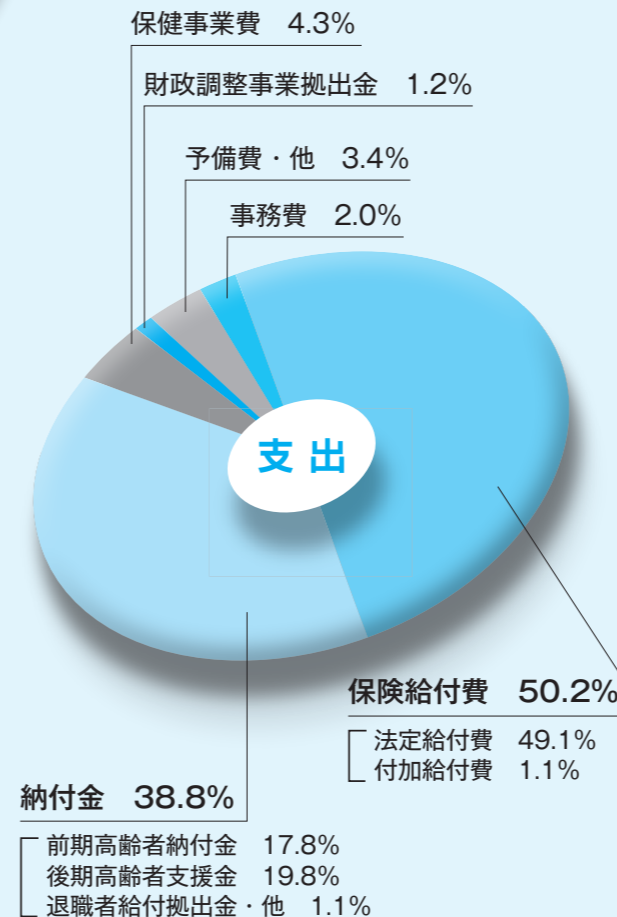
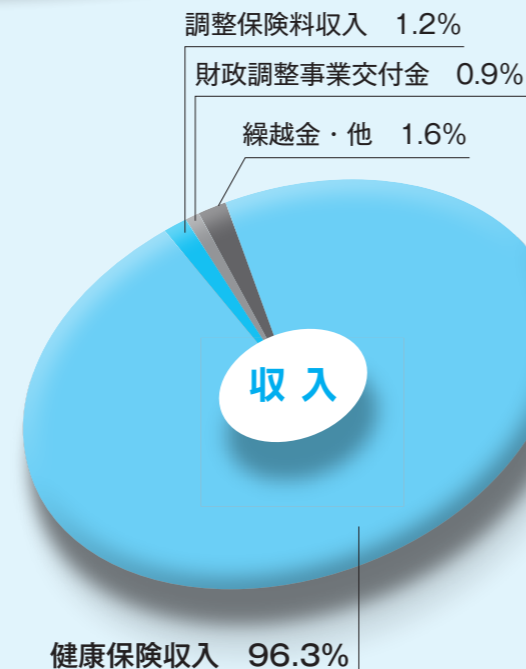
また、納付金は前年度予算比3,342万円減の22億6,784万円を見込みました。

保険給付費と納付金だけで健康保険収入の92%を占めており、依然として健保財政を圧迫しています。

なお、保健事業費は、4月から始まる「第2期データヘルス計画」をより一層充実させるため、前年度予算比7,964万円増となる2億4,998万円を計上しました(事業内容は4~5ページをご覧ください)。

皆様におかれましては、保健事業を有効に活用され、医療費節減にご協力くださいますようお願いいたします。

グラフで見る
収入・支出の割合
(健康保険)



予算の基礎数値

()内は、前年度予算比

- ◆被保険者数 9,310人 (257人増)
- ◆平均標準報酬月額 37万5,336円 (2,473円増)
- ◆保険料率(※一般は調整保険料率を含む)
 - 一般 103.71/1000 (調整保険料率のみ0.02/1000増)
 - 介護 16/1000 (据え置き)

収入支出予算額 58億5,137万円

平成30年度 保健事業のお知らせ・各種補助 金要項

積極的にご利用され、日々の健康維持・健康管理にお役立てください！

1. 情報提供

事業項目	事業内容	対象			提供方法
		被保険者	被扶養者	事業主	
医療費通知の発送	現金給付対象者および保健事業補助金対象者に支給額の通知を発行します。	○			【一般 被保険者】被扶養者に係る給付も含めた被保険者宛の通知を各事業所を介して配布します。 【任意継続 被保険者】被扶養者に係る給付も含めた被保険者宛の通知を自宅へ郵送します。
広報誌 「九電工けんぼ」の配布	年4回発行。 健康保険組合の取り組み、季節に合わせた健康情報や健康保険を取り巻く情勢などを掲載します。	○		○	被保険者の自宅および各事業所へ郵送します。
ホームページの運営	各種手続き等について掲載。各種申請書のダウンロードページも設置します。	○	○	○	パソコンやスマートフォン等による閲覧ができます。九電工社内イントラへ掲載します。
ジェネリック医薬品促進通知の発送	個人ごとの医薬品処方実績に基づき、ジェネリック医薬品への切り替えにより一定の負担額削減が見込まれる加入者に対して通知を発行します。	○	○		対象者個人宛の通知を自宅へ郵送します。
新生児育児図書 「赤ちゃん和妈妈」の配布	第1子を出産した被保険者または被扶養者、または出生した第1子を扶養する被保険者に対して2年間無料配布します。申し込みが必要です。	○	○		条件該当者からの申し込みにより自宅へ郵送します。
その他情報誌の配布	健康増進に関する情報誌、パンフレット等を適宜配布します。	○	○	○	被保険者の自宅および各事業所へ郵送します。



2. 健診(検診)・保健指導・健康増進支援

事業項目	事業内容	対象				年齢	実施方法等	申請方法/支給方法
		被保険者	被扶養者	男性	女性			
特定健康診査	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した項目の検査を実施します。結果によって生活習慣病の発症リスクを測り、生活習慣改善の支援必要レベルによって3段階に階層化します。 (1) 支援必要レベル 低: 情報提供者 (2) 支援必要レベル 中: 動機付け支援者 (3) 支援必要レベル 高: 積極的支援者	○	○	○	○	40歳以上	【一般 被保険者】 事業所の健康診断と併せて実施します。 【一般 被扶養者】【任意継続 被保険者・被扶養者】 ①各機関で、健康保険組合発行の「特定健康診査受診券」を提示のうえ受診してください。 ②上記受診券の郵送時に案内する「巡回レディース健診」で受診してください(女性のみ・申し込みが必要です)。 オプション(一部有料)で、がん検診も同時受診可能です。 ③受診券を提示せずに、実施機関窓口で費用を負担のうえ受診してください。後日、費用精算が可能です。	【①、②の場合】 申請不要です。健康保険組合が基本項目の費用全額を負担します。ただし、②のオプションは一部個人負担があります。 【③の場合】 所定の様式に領収書および健診結果を添付のうえ申請してください。個人宛または事業主を介して支給します。
特定保健指導	生活習慣改善支援必要レベルの各階層に合わせた情報提供または支援を実施します。 (1) 情報提供者 : 健康増進に関する情報を提供します。 (2) 動機付け支援者 : 初回面談および3カ月後*の実績を評価します。 (3) 積極的支援者 : 初回面談、3カ月間*の継続的支援および支援後の実績を評価します。 ※支援期間中の改善状況が基準に満たない場合は6カ月とします。	○	○	○	○	40歳以上	健康保険組合の委託先から、対象者および所属する事業所へ案内後に実施します。	申請不要です。 健康保険組合が委託先へ費用を支払います。
健康情報提供	個人宛に各自の健診結果を反映させて発行する情報誌「マイヘルスレポート」を配布します。	○		○	○	40歳以上	対象者(任意継続被保険者を除く)の所属事業所へ郵送します。発行費用は健康保険組合が全額負担します。 40歳未満の被保険者については、事業主単位での希望に限り発行します。費用は事業主が全額負担します。	申請不要です。 健康保険組合が委託先へ費用を支払います。
在宅療養支援	前期高齢者を対象に、生活習慣改善支援・療養に関する訪問相談支援を実施します。	○	○	○	○	60歳以上	対象年齢の加入者のうち、健康保険組合が選定した対象者に対して委託先相談員による訪問を実施します。	申請不要です。 健康保険組合が委託先へ費用を支払います。
歯科検診	全事業所を3分割。3年に1回のローテーションで健康保険組合の費用負担により実施します。 【当年度対象事業所】 九電工 大分支店・熊本支店・長崎支店・沖縄支店、および各管轄の関連会社です。	○		○	○	全年齢	健康保険組合の委託先または事業所の契約先等による集団検診を実施します(一部、最寄りの歯科等で個別受診してください)。	委託先または各事業所から健康保険組合への請求に対して支払います。個別受診については、健康保険組合から別途案内します。
健康づくり事業	健康保険組合連合会福岡連合会が、1年間のうち3カ月間の期間限定で運営する歩数管理ウェブサイト「あるろく」の運営を、当健康保険組合が独自に3カ月間延長して運営します。計6カ月間の個人参加型事業です。	○	○	○	○	全年齢	加入者各自がパソコン・スマートフォンから専用ウェブサイトで利用登録してください。自身の歩数を登録・管理して健康増進活動に活用できます。実施期間は9月～翌年2月の6カ月間です。詳細は運営開始に合わせて別途案内します。	ウェブ上での利用登録のみです。 費用は健康保険組合が全額負担します。
生活習慣病の重症化予防 ※1	健診結果と通院状況を照合し、適正な療養を行っていないと考えられる加入者ならびに罹患の疑いがある加入者に対して、早期の生活習慣改善・早期治療を奨励します。	○	○	○	○	全年齢	健康保険組合で対象者を選定。被保険者については事業主と協働で、各事業所の健康管理体制も踏まえた効果的・効率的な方法で実施します。外部委託を活用。	申請不要です。 健康保険組合から委託先へ費用を支払います。
簡易血液検査 ※1	健康に対する意識啓発を目的に、法定の特定健康診査対象者となる前年度に検査キットを用いた簡易血液検査を実施します。申し込みが必要です。【検査項目】脂質代謝・肝機能・腎機能・糖代謝		○	○	○	39歳のみ	次年度から特定健康診査の対象となる案内と併せ、簡易血液検査の案内を対象者宅へ送付。各自、申し込み後に届く検査キットで採血して返送してください。後日、検査結果が送られてきます。なお、検査結果は健康保険組合でも保管します。詳細は各対象者への案内に同封します。	案内に添付される申込書にて各自で申し込んでください。 検査費用のうち500円を各自で負担していただき、残りを健康保険組合から委託先へ支払います。

3. 各種補助金

事業項目	事業内容	対象				年齢	補助金額	実施方法等	申請方法/支給方法
		被保険者	被扶養者	男性	女性				
特殊ドック	受診者個人に対して、事業所の定期健診では実施しない詳細な検査のうち、健康保険組合が指定する検査項目の費用補助を行います。定員100名。補助対象検査は「脳ドック」です。	○		○	○	40歳以上	年1回、上限30,000円	定員申込制の補助事業です。申し込み・実施要領等の詳細につきましては、健康保険組合から事業所を通じて別途案内します。申込先着順ではありません。申込多数の場合には、抽選にて補助対象者を決定します。ただし、昨年度に本補助金を利用されていない方を優先します。	
日帰り主婦ドック	受診者個人に対して受診費用の補助を行います。		○		○	39歳以下	年1回、上限10,000円	各自、最寄りの医療機関・検査機関等で実施してください。	所定の様式に領収書および結果票を添付して申請してください。個人宛または事業所を介して支給します。
血液検査	受診者個人または事業所(集団健診)に対して、受診費用の補助を行います。 ■注意 費用補助対象は保険適用外の検診のみです。 健康保険を適用して受診した検査の個人負担額は補助対象外です。	○				全年齢	年1回 1人につき3項目合計 上限7,600円	①事業所の集団健診と併せて受診してください。 ②各自、最寄りの医療機関・検査機関等で受診してください。 ③被扶養者に対し案内する「巡回レディース健診」のオプションとして受診してください(前立腺がんを除く)。	【①の場合】 事業主から健康保険組合への請求に対して支給します。 【②の場合】 所定の様式に領収書(検査項目記載)を添付のうえ申請してください。個人宛または事業所を介して支給します。 【③の場合】 補助金相当額を健康保険組合が委託先へ支払います。
胃がん検診		○		○	○				
大腸がん検診		○							
乳がん検診		○	○		○				
子宮がん検診		○	○		○				
前立腺がん検診	○	○	○		50歳以上	年1回、上限2,200円			
インフルエンザ 予防接種	事業所が行う集団接種、または個人で実施した予防接種に対して費用補助を行います。	○	○	○	○	全年齢	1人につき年2回まで 1回につき上限1,500円	①勤務先での集団接種で実施してください。 ②各自、最寄りの医療機関等で実施してください。	【①の場合】 事業主から健康保険組合への請求に対して支給します。 【②の場合】 所定の様式に領収書を添付のうえ申請してください。個人宛または事業所を介して支給します。
コラボヘルス事業 事業所保健活動補助	事業主と健康保険組合が協働で実施する健康管理事業の一環として、事業主が行う健康管理・健康増進活動に対して費用補助を行います。	○	○	○	○	全年齢	各事業主の被保険者数に応じて配分。配分金額は別途通知します。	事業主(事業所)ごとに保健活動を実施してください。	各事業主から健康保険組合への請求に対して支給します。

※1 本年度より導入

★年齢は、すべて平成31年3月31日時点の到達年齢

★補助金の請求期限は平成31年2月20日(健康保険組合着)です。

一部の付加給付を再開します

※「付加給付」とは、健康保険法で定められた給付以外に、健康保険組合独自の給付を行う制度です。

当健康保険組合では、国の高齢者医療制度に対する拠出が拡大したことにより圧迫された財政を安定させるため、平成25年度から保険料率を上げるとともに、一部の付加給付を廃止してまいりましたが、今般、被保険者の平均標準報酬増加による保険料の増加が当初の予想を上回ったため、加入者皆様への還元を目的として付加給付の再開を決定しました。

再開する付加給付

- 今回再開するのは、病院等で支払う自己負担額に対する次の付加給付です。
- **一部負担還元金**（被保険者の自己負担額に対して）
- **家族療養費付加金**（被扶養者の自己負担額に対して）
- **合算高額療養費付加金**（条件を満たす被保険者・被扶養者の自己負担の合算額に対して）

高額療養費【法定給付】

窓口で支払う医療費の自己負担額が高額になったときは負担を軽くするために一定額（自己負担限度額）を超えた額があとで当健康保険組合から支給されます。これを「高額療養費」（被扶養者の場合は「家族高額療養費」といいます）。高額療養費の算定は月の1日から末日までの1カ月にかかった医療費が対象となります。そのほか、1人ごと、病院ごと（外来・入院別、医科・歯科別など）に行われます。

合算高額療養費【付加給付】

当健康保険組合は、独自の給付（付加給付）で、さらに自己負担を軽減します（合算高額療養費付加金）

平成30年4月診療分より適用

当健康保険組合では合算高額療養費が支給される場合に、対象となった自己負担の合計額から2万円（標準報酬月額28万円以上50万円未満は3万円、標準報酬月額53万円以上83万円未満は5万5000円、標準報酬月額83万円以上は8万円）を差し引いた額を、後日、当健康保険組合から支給いたします。これを「合算高額療養費付加金」といいます。支払いは、病院から健康保険組合に送られてくる「レセプト（診療報酬明細書）」をもとに計算し、自動的にまいります。支払いの時期はおおよそ診療月の3カ月後になります。

※合算高額療養費として支給された額、および入院時の食事代や居住費・差額ベッド代などは自己負担額から除く。
 ※算出額が500円未満の場合は不支給。100円未満の端数は切り捨て。

詳細は九電工健康保険組合ホームページ内の「医療費が高額になったとき」でご確認ください。

医療費総額 100万円	
自己負担 3割 30万円	療養の給付 7割 70万円

高額療養費	高額療養費
自己負担限度額 80,100円+ (100万円- 267,000円)× 1%=87,430円	212,570円

当健康保険組合は、さらに付加給付を支給 (平成30年4月診療分より適用)	
最終的な自己負担 37,330円	付加給付 50,100円※
※100円未満の端数は切り捨て。	

第2期

データヘルス計画を開始しました

「データヘルス計画」とは、健康保険組合が保有する加入者皆様の疾病状況、診療状況、医療費、健診結果のデータを分析することで課題を抽出し、課題に対する保健事業を実施することで医療費の適正化を図ることを目的とする国の施策です。平成29年度までの3年間を第1期として実施。平成30年度から6年間を第2期として本格的に実施します。

『特定健康診査・特定保健指導の実施徹底』『生活習慣病の重症化予防』を推進します

当健康保険組合では各種疾病について分析を行った結果、加入者ご自身の生活習慣による予防、発症リスクの軽減、重症化予防を図ることが可能なケースが多く、その支援を健康保険組合が実行できるものとして、「生活習慣病」に着目しました。

①発症リスクを測定して改善に取り組むための『特定健康診査・特定保健指導』、②すでに罹患している加入者皆様の『生活習慣病の重症化予防』の2項目を重点取組項目として推進します。

生活習慣病の重症化予防

すでに生活習慣病を罹患している方、健診結果により生活習慣病が疑われる方について、通院状況・服薬状況を照合することで、優先的に勧奨する対象者を選定し、重症化の予防と将来的な医療費の抑制を図ります。被保険者の方が所属する事業所が行っている健康管理体制も踏まえて、効果的・効率的に実施します。具体的な実施方法については、追ってご案内します。



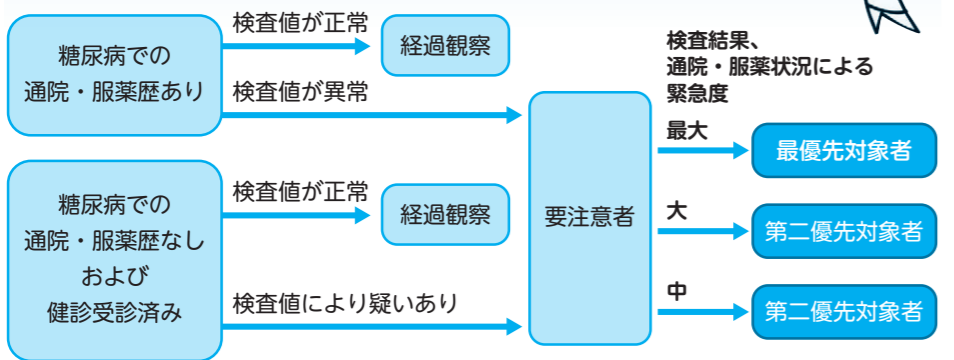
特定健康診査・特定保健指導

対象である加入者皆様の「特定健康診査の受診」「特定保健指導の実施」について、今後も各種ご案内を継続します。

本年度について、詳細は本誌8～9ページの「特定健康診査・特定保健指導」のご案内をご覧ください。

重症化予防 勧奨対象者の選定イメージ

例：疾病「糖尿病」、検査項目「HbA1c」



40～74歳の皆様へ 平成30年度も受けましょう 特定健康診査・特定保健指導

当健康保険組合の 特定健康診査を 受診するには…

40～74歳の家族の方には、4月下旬に「特定健康診査受診券」と「健診のご案内」をご自宅へお送りしました。「健診のご案内」をご覧ください、いずれかの方法で受診してください。



医療(検査)機関を各自で受診

- ★「特定健康診査受診券」を提示して受診する場合
窓口での費用負担はありません。
 - ★「特定健康診査受診券」を提示せずに受診する場合
受診時に窓口で費用をお支払いいただき、後日、当健康保険組合で精算してください。
- ※当健康保険組合が費用を負担するのは特定項目のみです。追加項目や二次検査の費用は、全額個人負担となります。

巡回レディース健診を受診

- ★「特定健康診査受診券」の送付時に「健診のご案内」を同封します。
- 特定項目の他、がん検診を同時に受診できます(一部個人負担あり)。

巡回レディース 健診

- ★最寄りの会場を選択して受診できる集団健診です。
- ★乳がん検診、子宮がん検診など、当健康保険組合の補助金を適用して同時に受診できます(一部個人負担あり)。

- ★4月下旬にお送りしました「特定健康診査受診券」に「健診のご案内」と申込用紙を同封しています。

- ★お申し込みは各自でお願いします。

〔注〕巡回レディース健診を受診される場合は、下記の保健事業は利用できません。

- ◆「特定健康診査受診券」を使つての病院・検査機関での個別健診の受診。
- ◆「特定健康診査受診券」を使わずに個別健診を受診した際の受診料の精算。
- ◆乳がん検診、子宮がん検診の各補助金の請求(オプションとして受診した場合)。

まず特定健康診査を受けます

診 察	<input checked="" type="checkbox"/> 問診 <input checked="" type="checkbox"/> 身長 <input checked="" type="checkbox"/> 体重 <input checked="" type="checkbox"/> 肥満度 <input checked="" type="checkbox"/> 腹囲 <input checked="" type="checkbox"/> 身体診察 <input checked="" type="checkbox"/> 血圧
脂 質	<input checked="" type="checkbox"/> 中性脂肪 <input checked="" type="checkbox"/> HDLコレステロール <input checked="" type="checkbox"/> LDLコレステロール
肝 機 能	<input checked="" type="checkbox"/> AST (GOT) <input checked="" type="checkbox"/> ALT (GPT) <input checked="" type="checkbox"/> γ-GT (γ-GTP)
代 謝 系	<input type="checkbox"/> 空腹時血糖 <input type="checkbox"/> ヘモグロビンA1c
尿・腎機能	<input checked="" type="checkbox"/> 尿たんぱく

※いずれか1つ

- 【対象者】40～74歳の被保険者と被扶養者
- 【特定項目】1項目でも欠けると、特定健康診査を受けたことになりません。特定項目は必ず受診してください。



※医師の判断に基づき選択的に実施する項目…ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数・12誘導心電図・眼底検査

健診結果をもとに階層化

【階層化のしかた】内臓脂肪が蓄積し、リスクが重なっている人を抽出します。

内臓脂肪をチェック

- ①腹囲が男性 85cm以上
女性 90cm以上
- ②BMI*が25以上

*BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

リスクの重なりをチェック

- ①血糖が高い
- ②血圧が高い
- ③脂質が基準外
- ④喫煙習慣がある

- リスク低 情報提供
- リスク中 動機付け支援
- リスク高 積極的支援

対象となった人に特定保健指導を実施

動機付け支援 初回面接+3カ月後の評価

積極的支援 初回面接+3カ月以上*の継続的支援+3カ月後の評価

*各自での取組および改善状況によっては最長で6カ月まで延長

【特定保健指導の実施方法】

対象となった人には、当健康保険組合からご連絡します。保健師などプロのサポートを受けて、生活習慣の改善に取り組みましょう。

平成30年8月から

70歳以上の「高額療養費の自己負担限度額」が引き上げられます

70歳以上の現役並み所得者の「高額介護合算療養費の限度額」が引き上げられます

現役並み所得者の「介護保険利用者負担割合」が引き上げられます



平成30年4月から医療費が変わりました

平成30年4月の診療報酬（医療サービスの公定価格）改定により、医療や薬の値段などが改定されました。今回は6年に一度の診療報酬と介護報酬との同時改定です。

●診療報酬改定の主なポイント●

●かかりつけ医の初診に加算、大病院受診時の定額負担対象病院が拡大

初診料 2,820円 → 3,620円

*地域包括診療料等を届け出ている診療所等の初診料に加算

かかりつけ医への初診時に、大病院への受診が必要かどうか判断するなどの診療機能を評価し、初診料が引き上げられました。

また、紹介状なしに大病院を受診した場合の5,000円以上の定額負担制度も、かかりつけ医機能を推進するため、対象病院が500床以上から400床以上に拡大されました。

●オンライン診療が推進されました

生活習慣病などで継続的に受診している患者に対するオンライン診療料などが新設されました。

●入院医療の評価体系が見直されました

入院医療は、「急性期医療」「急性期医療～長期療養」「長期療養」の機能ごとに、基本部分の評価と診療実績に応じた段階的な評価などを組み合わせた新たな評価体系に再編・統合されました。

●歯科の初診料・再診料が引き上げられます（平成30年10月から）

初診料 2,340円 → 2,370円

再診料 450円 → 480円

歯科の院内感染防止対策を推進するため、歯科の初診料および再診料が引き上げられます。院内感染防止対策の施設基準の届け出がない歯科は、初診料・再診料が引き下げられます。

診療報酬全体の改定率

▲ 1.19%

●診療報酬本体 + 0.55%

各科改定率 内科 + 0.63%
歯科 + 0.69%
調剤 + 0.19%

●薬価等 ▲ 1.74%

薬価 ▲ 1.65%
※うち実勢価等改定 ▲ 1.36%
薬価制度の抜本改革 ▲ 0.29%
材料価格 ▲ 0.09%

介護報酬の改定率

+ 0.54%

介護報酬改定に伴い、地域包括ケアシステム*の推進、通所介護などの各種給付の適正化、訪問回数が多い利用者への対応などが行われます。

*地域の実情に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むための介護や医療、生活支援サポートおよびサービスが受けられるよう、自治体を中心となって「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を包括的に整備する体制。

平成30年度の 制度改正のお知らせ

世代間・世代内の負担の公平性を確保し、制度の持続可能性を高めるため、医療保険制度や介護保険制度の見直しが進められています。今回は、平成30年度に実施される制度改正のポイントをご紹介します。

平成30年4月から

入院時の食費負担額が引き上げられました



入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、平成30年4月からは1食当たり460円になりました。

●入院時1食当たりの負担額

	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
①一般 (②③以外)	360円	460円
②住民税非課税世帯に属する人 (③以外)	210円	210円
過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	160円	160円
③②のうち、所得が一定基準 に満たない人(70歳以上)	100円	100円

※②③に該当しない指定難病、小児慢性特定疾病の患者負担額は260円で据え置き

65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられました

医療療養病床に入院している65歳以上の患者の居住費（光熱水費相当）が段階的に引き上げられることになり、平成29年10月から医療区分Ⅰ（医療の必要性が低い人）は1日当たり370円に、医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性が高い人）は新たに200円負担することになりました。平成30年4月からは医療区分Ⅱ・Ⅲが370円に引き上げられました。



●医療療養病床入院時1日当たりの居住費負担額

医療療養病床に入院している 65歳以上の患者	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
医療の必要性の低い人 (医療区分Ⅰの人)	370円	370円
医療の必要性の高い人 (医療区分Ⅱ、Ⅲの人)	200円	370円

※指定難病患者、老齢福祉年金受給者は負担なしで据え置き

介護納付金の算出に 総報酬割が導入されています

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
総報酬割の比率	1/2	3/4	全面

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。30年度は29年8月以降と変わらず、介護納付金の1/2を総報酬割とし、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割となります。報酬水準が高めの健康保険組合では介護納付金の負担が増えていく見通しです。

* 春だから *

カラダに いいこと スタート

私は毎日
通えないから
のんびり...
自分のペースで都度払い
1 Day

ボクはいろいろな
施設を
楽しみたいから...
いつでも通えて月額固定
Monthly

お好みに合わせて2タイプ

使いたい放題 **Monthly**

8,424 円/月
(税込)

月ごとに
変更可能
(変更手数料なし)

1回ごとに **1 Day**

1,620 円/回
(税込)

お得なキャンペーン実施中! 2018年4/14(土) → 6/3(日)

Monthly コーポレート会員

入会時の
手数料

0 円

レンタル用品

タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ
通常3,564円/月(税込)

最大2カ月間

0 円

※新規でMonthlyコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

1 Day コーポレート会員

レンタル用品

通常1,600円/回(税込)

入会当日

0 円

タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ



※新規で1Dayコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

事前にWEB入会登録
をしていただくと便利です。

WEB入会

ルネサンス 法人会員

検索

お近くのルネサンスで
ご登録ください。

ご入会に必要なもの

健康保険証

Monthly
コーポレート会員

月会費2カ月分

ご利用開始日(1日・8日・16日・23日)に
よって異なります。

ルネサンスカードの
口座設定がWEBで
完了していない方は

キャッシュカード + 通帳

※後日郵送による書面での口座設定をご希望の方は不要です。※アリオ札幌、北砂、徳山へご入会
の方は支店名、口座番号がわかるもの+届出印もしくは金融機関キャッシュカードをお持ちください。

入会時の手数料 1,080円(税込)

※ご入会の方はルネサンスカード(イオンもしくはジャックス)の申し込みが必要です。(会費はルネサンスカードからの引き落としとなります。)

不明な点は、お電話ください

03-5600-5399 平日
10:00~17:30

※ご利用は15歳以上の方に限らせていただきます。

※以下の項目に該当する方の施設利用をお断りすることがあります。

- 医師等により、運動を禁じられている方
- 妊娠中の方
- 他人に感染する恐れのある疾病を有する方
- 酒気を帯びている方
- 刺青(タトゥー含む)のある方
- ペット連れの方
- 暴力団関係者
- 会社が不適当と認めた方

